

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
1	伊勢中川駅の無料駐輪場	他の駅にはあるのに、伊勢中川駅だけ無料駐輪場がないのはおかしいです。無料駐輪場をつくってください。	伊勢中川駅での無料駐輪場の整備については、現段階では、整備計画はございません。 今後、駅周辺等の地域の要望が高まれば、駅前周辺の事業者様方々との協議のうえ、検討すべきものと考えております。 現状においては、既存の有料駐輪場の利用をお願いします。	北部建設保全事務所 電話：48-3042
2	屋外での親子イベントの開催について	先日、まつさかファミリーサポートセンター主催で鈴の森公園にて開催された親子ヨガに参加しました。 屋外で子どもと一緒に体を動かすのは気持ちがよく、コロナ禍でも三密を気にせずに楽しめるイベントで、とても楽しい時間を過ごしました。 是非また参加したいと思いましたが、年1回の開催とのことでした。 コロナ禍の運動不足の解消と、子育て世代のパパママの交流の活性化のため、親子ヨガなど、屋外で親子で体を動かすイベントをもっと開催していただけるととても嬉しいです。 ご検討をお願いします	先日は、まつさかファミリーサポートセンターの交流会にご参加いただき、ありがとうございました。 また、楽しい時間を過ごしていただけたとのことのお言葉を頂戴し、大変うれしく思っております。 まつさかファミリーサポートセンター事業は、松阪市が特定非営利活動法人松阪子どもNPOセンターに業務委託しており、相互援助活動の調整や講習会及び交流会の開催などの事業運営をお願いしているところであります。 頂きましたご要望は委託業者へお伝えし、今後の運営の参考にさせていただきたいと思っております。	こども支援課 電話：53-4081
3	(なし)	知り合いから聞いた話ですが、市役所で働かれている方の中に、私用でPCを使用されている方がみえるとのこと。 インターネットサーフィン、動画見放題… それも、休憩時間、職務中、関係なく使用されているようです。 市民の税金がそんな方のお給料に使われているなんて、おかしくないでしょうか？ 本当に腹立たしい話だと思うのですが、どのようにお考えでしょうか？	当然のことではありますが、私たちは地方公務員法第35条で「職務に専念する義務」が課せられています。 また、市民の皆様からいただく大切な税金で業務をさせていただいておりますことから、市役所内の物を私物化することはあってはならないことと認識しており、職員として誠に不適切な行動であり、職員に対する指導不足を痛感しているところです。 全職員に再度、自覚と責任感を持って行動するよう注意・指導を行わせていただくとともに、該当職員については、氏名等を教えていただければ厳重に注意してまいります。	職員課 電話：53-4221

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
4	固定資産税について	前期分支払うと少しは安くないのでしょうか？	<p>当市の前納報奨金制度は昭和25年7月から開始され、昭和50年度に廃止されております。当時の主な理由といたしましては、自主納税制度の普及も進み、納税組合による納付や口座振替及び金融機関での店頭納付など納付秩序も安定したためです。</p> <p>したがってまして当市といたしましては、現在全期前納されましても税金がお安くなるような制度はございませんことをご了承いただきますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>資産税課 電話：53-4033</p>

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
5	居住地域の異臭	<p>数年前に一度こちらから同じ件で問い合わせしました。 最近とみに臭気が酷く、近隣の代表として投書いたします。 市内嬉野天花寺町周辺で、特に朝夕、家畜の排泄物様の臭気がきつく、非常に不快な思いをしています。 前回の問い合わせ時には、日中でしょうか、振興局の職員さんが状況確認と聞き取り調査をしてくれたようです。その際に回答をもらった内容は、近隣の農地に撒いた肥料の臭気だということでした。 洗濯物にも臭いが移っていることもあり、家の換気も臭気の強さで躊躇します。子どもが学校から帰宅する際にも、山側から風が吹いてくる時間には臭いと言って鼻をつまんで帰ってくることもあります。 「鳥小屋」臭だそうです。有機肥料なのかも知れませんが、ここまで臭気が酷いものなら、揮発した成分が、結果として健康被害に繋がるということはないのでしょうか？悪臭だけでも十分被害だとは思いますが…。 天花寺の営農組合に聞きましたが、臭気の強い肥料は住民配慮の観点から使用しないとのことでした。閉庁の時間帯かも知れませんが、職員さん、特に悪臭の酷くなる時間に、この臭いを確認しに来て下さい。今後もこの臭いが続くことを考えると不安です。この、出処も分からない臭気に対して私達生活者は不快な気持ちを打ち明け合うだけです。住民に対する配慮もない事業者？に対して、指導をしていただけないのでしょうか。</p>	<p>6月22日、23日に嬉野天花寺町から嬉野一志町地内を調査させていただきましたが、異臭等を確認することができませんでした。 近隣で営農をされてみえる方にお尋ねしたところ、麦作あとの飼料用米を作付けする農地にたい肥を散布し、極力臭いが出ないように直ぐにトラクターですき込んだが、数日臭いが残ってしまうこともあるとのことでした。 近隣住民の方にご迷惑とならないよう配慮していただくことをお願いしてまいりましたが、今後も異臭が発生するようなことがあれば、嬉野地域振興局地域住民課環境担当にご連絡していただくようお願いいたします。</p>	<p>嬉野地域振興局地域住民課 電話：48-3813</p>

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
6	オンライン手続きについて	<p>現在衆議院選挙が行われておりますが、他市の多くではマイナポータルより不在者投票の手続きができるのに対し、松阪市では郵便しか受け付けていないと認識しております、これに限らずオンラインでの手続きを今後とも「迅速に」増やしていただきます。よろしくお願いいたします。</p>	<p>松阪市では、現在、市民の皆様がご利用される各種手続きのオンライン化を進めています。</p> <p>今回の選挙における「不在者投票の投票用紙の請求手続き」につきましては、ご意見いただきましたとおり、オンライン手続きの準備が整っておりませんでした。大変ご不便をおかけいたしますが、次回の選挙にはオンラインで手続きができるよう整えてまいります。</p> <p>今後、国や全国の自治体でマイナポータル等を使用したオンライン申請の環境が整ってまいります。松阪市においても市民サービスの向上のため、より一層環境を整えてまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。</p>	<p>市政改革課 電話：53-4363</p>
7	鈴の音バスの路線拡大についてのお願い	<p>現在高齢の両親が大津町に住んでいます。70代の父母の運転が心配になってきたので、運転免許証の返納を考えていますが、運転できなくなると、大津町は鈴の音バスも三重交通のバスも近くを走っていないため、通院も買い物も出来なくなってしまいます。</p> <p>タクシー利用は費用の面から難しいです。家族は夜間か休日しか助けることができません。東松阪駅から松阪駅まで電車を利用し、バスに乗り換える方法もありますが、時間と体力の面から高齢者にとって現実的ではないと思います。鈴の音バスを大津町の方まで拡げて頂きたいです。</p>	<p>高齢化の進展による高齢者の交通事故が全国的に問題となっており、市民の移動手段の維持、確保を求めるニーズが増えつつあります。一方で、公共交通を取り巻く環境は、自動車の普及や人口減少等により公共交通利用者の減少が続き、民間事業者のみによる公共交通の運行が困難となり、路線が廃止されるなど厳しい状況にあります。これらの問題は、大津町のみならず市域全体で発生しており、また市域全体で取り組みを行う必要があります。</p> <p>松阪市では、将来に渡り持続可能な交通手段を確保するため、令和5年度に新たな交通政策に係る計画を策定する予定で、この計画において、いわゆる交通弱者の移動手段の確保についてを課題と捉えており、公共交通のサービスのあり方を検討していかなければならないと認識しています。</p> <p>今回頂いた貴重なご意見は、今後の交通政策を検討するにあたり参考とさせていただきます。直接的な回答ではございませんが、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	<p>商工政策課 電話：53-4184</p>

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
8	松阪図書館について	<p>松阪図書館の中が暑いです 日によっては外とほとんど温度変わらないです。 特に絵本のコーナーや読み聞かせの部屋は窓が近い せいかめちゃくちゃ暑いです。 子供も落ち着いて本を選べません 避暑地としての役割もあるでしょうからもう少し冷 房を聞かせてください</p>	<p>松阪図書館の空調に関しましてご不快な思いをさせてしまい 申し訳ございません。エアコンの温度設定につきましては、原 則、市の全庁的な方針から室温を28℃に保つように温度設 定しておりますが、熱中症対策といたしまして、ご指摘のあり ました絵本のコーナーや読み聞かせの部屋など室温が高くな るところは温度設定を下げるようにして対応しておるところで す。 松阪市といたしましては、今後とも利用者の皆様のご期待に 応えられるよう尽力する所存ですので、図書館事業に対する ご理解ご協力の程よろしくお願いたします。</p>	<p>生涯学習課 電話：53-4396</p>

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
9	鈴の森公園の収蔵庫の件	<p>標記の件ですが次の項目につき質問しますので回答方よろしくお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 収蔵庫をつくった目的 2. 収蔵庫内に収蔵する史料について 3. 収蔵庫完成後の活用について（市サイド） 4. 収蔵庫完成後の市民の利用等について 5. 収蔵庫にたとえば古文書 歴史的に価値ある諸・・・、その絵画等の収容は 6. 現在、市内の方が所有する貴重な古文書はいわゆる寄託制度に基づき博物館法に基づき設置されている本居宣長記念館へ寄託されてみえますが今後は行政としてどうされるのか 7. 一市4町で過去市町史（誌）が刊行されています いわゆる史料編のある「松阪市史」「三雲町史」「嬉野史」にのっている史料市町のものはどうされるのか 市町史で活用した写真、マイクロフィルム等の保管は又S58年前後刊行され通史のみで当時原資はどうされているのかおしえて下さい 	<p>1. 収蔵庫をつくった目的 松阪市の所有する指定文化財をはじめ、旧長谷川家資料の保存・管理及び、今後増加すると想定される、美術工芸品や古文書を収蔵するために建設しています。</p> <p>2. 収蔵庫内に収蔵する史料について 松阪市が所有している指定文化財と旧長谷川家資料の内、絵画や古文書、漆器類といった、安定した収蔵環境下で保管しなければならない繊細な資料を中心に収蔵する予定です。</p> <p>3. 収蔵庫完成後の活用について 旧長谷川治郎兵衛家での展示を中心に文化財センターでの展示活用も見込んでいます。</p> <p>4. 収蔵庫完成後の市民の利用について 現在は、資料目録等を参考にいただき、書面にて申請をいただいた上で閲覧や写真撮影等のご利用ができます。収蔵庫が完成した後も同様に資料の利用ができるようにしていきます。</p> <p>5. 収蔵庫にたとえば古文書 歴史的に価値のある諸道具、絵画等の収容は項目2のとおりです。</p> <p>6. 本居宣長記念館へ寄託されている古文書を今後行政としてどうするのか 登録博物館である本居宣長記念館で引き続き保管されるものと存じます。</p> <p>7. 一市四町の市町史に掲載された市所有資料をどうするのか。また、編纂作業で撮影した写真や昭和58年前後に通史のみ刊行された時の原資料はどうしているのか 旧市町史に掲載した旧市町所有の資料や写真は現松阪市所有となりますが、一括して保管・管理しているものではなく、旧松阪市史分は郷土資料室で、三雲町史に掲載されたものは松浦武二郎記念館で、その他は各振興局で管理されています。そして、通史のみ刊行したのも同様に、市所有の資料は市の各部署で管理しています。</p>	<p>文化課 電話：53-4393</p>

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
10	(なし)	<p>1. ゴミ問題について 私は、ゴミの個別収集を希望しているのではありません。 ただ、自治会に加入していないというだけで、皆様方同様にゴミ集積所を利用出来ないというペナルティはあまりにも大きすぎると思います。ですので、自分の利用出来るゴミ集積所の設置をお願いしたいのです。 義務があるのであれば、話は全く違ってきませんか？すべての市民が平等にステーションを利用出来なければならないし、利用出来るように設置をしなければならないのではありませんか？一個人に桂瀬へのゴミ持ち込みや業者委託を案内するという事は間違っていないですか？ また市民には、平等にゴミステーションを利用出来る権利があるのではありませんか？</p>	<p>お問い合わせのありましたごみ問題について、地域の集積所を利用できないことに苦痛を感じておられるということで大変心苦しく感じております。 まず法律的な整理としまして ○市町村の義務・・・【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第一項】 『市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。』 ○排出者の協力義務・・・【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第四項】 『土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。』 ○松阪市一般廃棄物処理基本計画（p44抜粋） 『本市の多くの集積所が自治会の協力による維持管理となっており、ごみ集積所の整備について引き続き必要な支援を行います。』 となっており、本市の多くの集積所は自治会が設置・管理を行っており、その他の集積所においてもアパート、マンション、その他集積所を集団で管理を行っている者が設置・管理等を行っており、市が松阪市全域の地域へ公共の集積所を設置することは出来かねる状況ですので、お断りをしている現状でございます。 また、ごみ集積所の整備について必要な支援として、集積所を設置・建替・修繕する自治会等へ『松阪市廃棄物集積所設置補助金交付要綱』を定め、補助金を交付しております。</p>	<p>清掃事業課 電話：53-4470</p>

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
10	(なし)		<p>自治会へ加入していないと集積所が利用できないことについては、集積所は自治会等が費用を出し合い購入・所持しているものであるため、所持者の承諾を得ずに利用はできないと思われます。</p> <p>自治会に加入せずとも集積所を利用する方法としましては</p> <p>①〇〇様がお住いの地域で、新たに複数世帯で集まっていたき自治会管理ではない別の新しい集積所を作る。（※松阪市一般廃棄物処理基本計画にて収集方法はステーション方式となっている為、個別ではなく複数の世帯で集まっていただく必要があります。）</p> <p>②現状難しいと思われませんが、自治会との話し合いの上自治会会員でなくとも自治会の集積所を利用させてもらう。（集積所の使用料を支払う等）</p> <p>③近隣の他自治会へ話し合いの上、承諾を得た上で集積所を利用させてもらう。</p> <p>が考えられます。</p> <p>集積所を利用せずに処分する方法としては既にご存じかと思われませんが</p> <p>①自身でクリーンセンターへ持ち込みをする</p> <p>②松阪市が許可を出している一般廃棄物収集運搬業者へごみの収集運搬を依頼する</p> <p>が考えられます。</p> <p>ご希望に添えず大変申し訳ございませんが何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。</p>	<p>清掃事業課 電話：53-4470</p>

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
11	再質問再要望	<p>回答を頂きましたが、納得とはいかず改めて再質問再要望をさせていただきます。</p> <p>①職員任せにしているが、あまりにも他人ごとにしてませんか？</p> <p>職員に任せてるとも書かれてますが、（清掃ボランティア活動を）職場でおこなっているという実績把握はされてますか？松阪市の環境美化問題です。「ゴミをみつけたら拾いましょう」とか声かけてされてますか？</p> <p>②広報に市民の声をとという提案は、いつか忘れましたが広報に記事募集されたことがあると思います。それなのに提案を一蹴してしまうのはおかしくないですか？</p> <p>③広報紙の配布ですが、「未加入世帯への配布協力依頼」をしているとあるが、本当に依頼してますか？自治会でそんなことが議題になったという話は聞いたことないです。</p> <p>④交付金は実際の配布枚数に応じてとありますが、住民移動毎に報告ありますか？結構自治会で残ってる広報誌があるのではないですか？</p> <p>⑤「家電4品目の不法投棄台数」ですが、そもそも台数を目標にすべきではないと思います、報告のあった物、発見した物はすべてせめて1か月以内に処理できたかどうかの目標にすべきだと思います。</p> <p>⑥不法投棄されたものを発見して警察に写真をもとに報告に行きましたが、投棄者に言っても認定が難しく、現物の処分依頼をされ家電ではなかったのでクリーンセンターに持っていきました</p>	<p>① ボランティア活動は、自身の考えによって行う活動であって、他の組織や個人に強制されるものであってはなりません。職員に呼びかけを行い美化活動を行っている職場もご지만すが、活動に賛同する職員によるものであり、実施したか否か報告を求めることも致しておりません。</p> <p>環境美化活動を含む環境分野は非常に重要な課題でございますので、職員を含めた市民全体に啓発活動を引き続き実施させていただきます。</p> <p>② 「市民の声」の広報紙掲載についてですが、広報紙は、限られた紙面の中で市の施策や制度、講座・イベントなど、数多くの情報を市民の皆様提供する必要があります。このため、現時点では、毎月スペースを確保することは難しいと考えております。このような状況を踏まえ、令和3年4月より市ホームページでの公表を開始しました。ご希望に添えず申し訳ありませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>③ 未加入世帯への配布については、住民自治協議会の役員会等へ出向くなど、機会を捉えてご協力の依頼をさせていただいております。</p> <p>④ 広報の配布部数については、振興局や地区市民センター等を通じて、毎月変更の連絡をいただいております。</p> <p>⑤ この目標についての指標につきましては、松阪市実施計画書にかかる活動指標となりますので、課内にて今後の活動指標についての見直しなどについても検討させていただきます。</p> <p>⑥ 警察への報告及び、クリーンセンターへの搬入ありがとうございます。</p> <p>まず、「投棄者」と記載されていますが、捨てた者が特定できる証拠があれば警察も対応できると思われます。</p> <p>しかし、報告に行かれた状況がわかりかねますのではっきりとしたことは言えませんが、警察としても、投棄した者を特定するよう調査されていたと思いますが、残念ながら捨てた者の特定には至らなかったため処分依頼をされたのかと思われます。</p>	<p>広報広聴課 電話：53-4311</p> <p>職員課 電話：53-4221</p>

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
11	再質問再要望	<p>⑦不法投棄を見つけ管轄の自治会に言ったとしても、川や海だと自治会も動かないでしょう？</p> <p>⑧市道路上しか市側はなにもしないのですか？どぶ川のような水路に落ちているバッテリーを発見して環境課に2月に言ったが未だ拾いにも来ないのはどうして？</p> <p>⑨不法投棄パトロールをしたと月日を入れて回答貰いましたが、昨年も「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」と市の「ゴミ不法投棄監視月間」というのがあったと思われませんが、6月のパトロールは1回だけだったのですか？今年の予定も1回ですか？月間ならもっと増やしてください、なお今年はフルマラソンも行なわれます、ぜひコース沿道も強化してください</p> <p>⑩啓発活動の一環と思われませんが、「ポイ捨て禁止」の立て看板を自治会や個人に配布できるようにしているが、貰ったはいいが県・市。他人の承認申請とか難しいとか、責任問題だとか言われ断念した経緯もあります。そんなだったら、配布をやめて自治会、個人から申請があったら市が確認し認定して、市側で立ててください。</p>	<p>⑦ 発見の報告については、管轄の自治会に報告いただく方法もありますが、投棄者がわからない場合は、不法投棄をされた土地の管理者に責務が発生するため、川や海に關しての投棄物については、管理者への情報提供をいただく方法もあります。</p> <p>⑧ 上記のご質問を受けまして、市としましても、報告いただいたとされる環境課、市道水路管理者（建設保全課）、及び清掃事業課でも、経過の確認を行いました、上記の経過については確認できておりません。誠に申し訳ございませんが、まずは、どこに投棄されているのかを確定させることによって、管理者の確認ができますので再度、情報提供いただければ幸いです。</p> <p>⑨ 前回のご質問については、市町における連携のもとに広域的に実施しているパトロールの日付のお問合せでしたので前回の回答とさせていただきます。</p> <p>令和3年6月のパトロール回数につきましては、8日、10日、15日、17日、22日、24日の6回のパトロールを実施し、今年度についても6回のパトロールを予定しております。</p> <p>フルマラソンのコース沿道につきましても今後、検討させていただきます。</p> <p>⑩ 啓発看板につきましては、以前の申請時にも説明があったと思いますが、看板の設置については、土地の管理者の判断になりますので、管理者の許可が必要になります。</p> <p>また、各課の啓発看板の配布についても配布条件などもあります。</p> <p>このことから、市からの啓発看板設置ではなく配布という対応になりますことをご容赦いただきますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>清掃事業課 電話：53-4470</p>

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
12	こまき祖父母手帳の件	<p>先月、朝NHKのテレビをみてましたら小牧市が孫育て応援ハンドブックこまき祖父母手帳の報道がありました。</p> <p>表紙にあるように「この手帳は子どもたちの健やかな成長を願いパパとママたちを温かくサポートする祖父母様の『孫育て』を応援するために作成したものです」とあります。</p> <p>松阪市にも同様の課題をもった市民がいるのではないのでしょうか。松阪版を期待いたします。</p> <p>追記 先月母子手帳ではなく“親子手帳”にとお願いし回答後再度市民の声を提出しましたがどうでしょうか。小牧市は親子健康手帳(母子健康手帳)を使ってみえます。</p>	<p>「こまき祖父母手帳」の内容を拝見させていただき、今と昔の子育ての考え方の違い等が載せられており大変参考になりました。まずは職場で情報共有させていただき育児支援をされている祖父母の方への支援の参考にさせていただければと思います。</p> <p>また、「母子健康手帳」につきましても以前よりご意見をいただいておりますとおりに父親が関わる機会が増えていること、父子家庭のご家庭もあられますが、母子健康手帳の交付は妊娠の届出をした妊婦に行われ、妊婦の妊娠の経過、こどもの成長の経過等が記録されるため「母子健康手帳」と表紙に書かれているものが市販では主となっているのかと思われます。</p> <p>なお、母子健康手帳は、母子保健法に基づき作成されており、「母子健康手帳」は携帯の利便等を考慮し、総ページ数を極力抑制することとなっているため、松阪市では自治体独自のページは別の冊子を作り母子健康手帳発行時にお渡しするようにしております。</p> <p>今回頂戴いたしましたご意見は今後の業務の参考とさせていただきます、ありがとうございました。</p>	健康づくり課 電話：20-8087

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
13	令和4年度の電気関係の件	<p>1 市役所ではクールビズの取組がされているようですがその期間内容等について教えてください</p> <p>2 松阪には新電力の会社があるようですがおしえて下さい</p> <p>1. 拠出団体役員構成</p> <p>2. ゴミが燃料でしょうか、CO2は排出されているのか、今後はCO2を出さない燃料にかえやんすんですか</p>	<p>1 2022年5月1日～10月31日までの間、職員のノーネクタイ・ノー上着の推奨期間として弾力的に運用しています。</p> <p>2 1) 令和4年3月30日現在、下記のとおりとなります。 代表取締役 佐宗 利幸（東邦ガス(株) 三重地域支配人） 取締役 永作 友寛（松阪市 副市長） 監査役 清水 久史（㈱三十三銀行 営業本部営業推進部 地域振興課長）、阿部 徳篤（桑名三重信用金庫 中南勢地区営業推進本部 預かり資産・年金推進担当部長）</p> <p>2) 松阪市クリーンセンターでは、ごみの焼却時に生じる熱、蒸気を利用して発電しており、この電気は松阪新電力を通じて、市の公共施設に供給されます。 松阪新電力の令和3年度の小売電気に対するCO2の基礎排出係数（電気事業者別排出係数）は、0.000114 t(0.114 kg)/kWhです。松阪新電力利用分による令和3年度の電気使用量は16,696,168 kWhであり、令和3年度のCO2排出量（t）を求めると、次の算式のとおりとなります。 $16,696,168 \text{ kWh} \times 0.000114 \text{ t/kWh} \div 1903.4 \text{ (t)}$ 仮に松阪新電力利用分による令和3年度の電気使用量がすべて中部電力利用分に置き換わった場合で、令和3年度のCO2排出量（t）を求めると、次の算式のとおりとなります。 $16,696,168 \text{ kWh} \times 0.000406 \text{ t/kWh} \div 6778.6 \text{ (t)}$ ※中部電力の令和3年度の小売電気に対するCO2の基礎排出係数（電気事業者別排出係数）は0.000406t(0.406kg)/kWhです。</p>	<p>広報広聴課 電話：53-4311</p> <p>職員課 電話：53-4221</p>

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
13	令和4年度の電気関係の件	<p>3 先般の新聞記事によれば市の方へ利益を入れてみえるようですが、創業年度以後の数値をおしえて下さい</p> <p>4 市役所関係の施設（本庁、振興局、学校、公民館etc）の電気代を3年間でいくらかおしえて下さい</p> <p>5 市役所の公用車はほとんどCO2を多量に出すガソリン車ですが今後どうされるのかおしえて下さい セントラル硝子のフロントガラスは日産の方へ納入されると聞いておりますがEV車では日本のメーカーではトップを走っていると思いますが市としてどう対応されるのかおしえて下さい</p> <p>6 昨年竹内浩三の関係で小俣へ行きましたが太陽光発電が以前から活用されております、近年は蓄電池が開発されております、松阪市はどうされるのか</p> <p>7 TV新聞で今後は電力供給が厳しいとのこと 節電を図る必要があります、広報まつさかで節電関係の記事をのせていただけませんか</p>	<p>3 松阪新電力の利益の寄付金額の推移は以下のとおりです。 H30年度 100万円 R1年度 2,000万円 R2年度 2,700万円 R3年度 2,100万円</p> <p>4 令和元年度 23,501,942円 令和2年度 20,324,539円 令和3年度 22,469,467円（すべて本庁分）</p> <p>5 現在の公用車は「環境物品等の調達に関する基本方針」の特定調達品目に掲げる「自動車」に該当している車両を導入しており、環境に配慮した車両の導入を心がけています。 EV車については、費用対効果や必要とする性能を持つ車両が生産されるかなどEV車の動向を見ながら、日産車に限らず導入について検討していかねばならないと考えています。</p> <p>6 令和4年5月30日発22松環第000220号にて回答しておりますのでご参照ください。</p> <p>7 需給逼迫度に応じた需要対策が国から出されることになっておりますが、所管は経済産業省資源エネルギー庁となります。 広報まつさかのご質問につきましては、昨年の12月号ではウォームビズに関連付けて節電（省エネ）や地球温暖化防止の記事を掲載しています。（今年も掲載を予定しています。）</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>環境課 電話：53-4425</p> <p>財務課 電話：53-4322</p>

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
14	天然アユを助けてやって下さい	<p>松阪市内の阪内川は天然アユがおります。毎年春になるとアユは川上の方を向かって遡上します。しかし、五曲橋のすぐ下に水をせきとめてあります。又、せきとめていない時も遡上できない状況です。先月土曜日にも投網している2人の男性見かけ聞きましたら毎年アユをとって10cm程度ですが上流に放流しているとのことです。</p> <p>阪内川は県の管理ですがこのような声がある旨、県の担当部署に意見具申していただくよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>雑草が2m近く伸びております。毎年草刈りをしていただく市民の方に心より敬意を表する次第です。</p>	<p>天然のアユについてのご意見ですが、阪内川はおっしゃるとおり三重県の管理となります。ご意見いただきました内容につきましては三重県松阪建設事務所保全課に伝えさせていただきました。</p> <p>今後とも水産資源の保護に努めてまいります。貴重なご意見誠にありがとうございました。</p>	<p>農水振興課 電話：53-4193</p>

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
15	一部の気の弱い女子生徒やコロナ不況で経済的に苦しむ女性の市民等を助けて下さい	<p>1 市内小学校（36校）中学校（11校）の保健室には生理用品が常備されていますが一部の生徒は利用しにくいようです。女子トイレに常備してやってください。</p> <p>2 コロナが永く続く中で私達想像する以上に生活苦がみえるようです。とりわけ女性は非正規労働者が多くその実情は大変なようです。</p> <p>本庁（分館 別棟 市内行政施設） 地域振興局 公民館 公園等のトイレに生理用品を、それぞれの管轄がちがうようです、本庁なら財務課さんかな 公園では土木課、スポーツ課とか生涯学習課か色々あるかと思いますがよろしくお願ひします。</p> <p>県下の市町では実施されております（女子多機能トイレに）</p>	<p>1 松阪市教育委員会としましては、生理用品を学校のトイレに設置することについて、昨年度から小中学校それぞれ2校に設置の願ひをするなど、研究を進めております。</p> <p>他方、保健室に生理用品を設置することは、衛生面・管理面から適切に保管できることや、取りに来た子どもとの会話を通して、その子どもの心身の状況や家庭環境等を確認できることから、個々の子どもへの支援につなげていると捉えております。</p> <p>今後、教育委員会といたしましては、望ましい人間関係の育成や異性についての正しい理解等を学び、男女がお互いの身体的特性を十分理解したうえで、お互いの人格を尊重する教育を進めるという観点に立った取組を進めるとともに、市内小中学校のトイレに生理用品を設置することにつきましても、学校とも協議しながら、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>2 生理用品を本庁舎、地域振興局、公民館及び公園等のトイレに設置することにつきましては、生理用品をトイレットペーパーのような消耗品とは考えておらず、また必要以上に持ち出されるケースも考えられるため、庁舎管理の観点からは今のところ設置することは検討しておりません。</p>	<p>教育課 電話：53-4388</p> <p>財務課 電話：53-4322</p> <p>土木課 電話：53-4167</p> <p>生涯学習課 電話：53-4396</p>

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
16	松阪のプーチンロシアのウクライナ侵略にかかるウクライナ支援の取組の件	<p>標題の件、2月24日国際ルールを無視し国連の常任理事国であるロシアがウクライナを侵略しております。以来、世界中で毎日報道がなされております。3月の本会議をたまたま傍聴しており、市長の発言あり、議会としてもロシアへの非難決議がなされました。</p> <p>そこで、大変申し訳ありませんが6月15日現在の下記事項についておしえてください。</p> <p>【カンパ者（数） 金額 カンバ先】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議員さんのとりくみについて 個人又むずかしければ会派別（無会派別の議員さん無会派で何人）された 金額 2. 市役職員の取組み 3. 地域福祉課あつかいの取組 4. 本庁はじめ地域振興局の受付等でなされた取組みについて 	<p>（1） 議員の取り組みについて 令和4年3月23日に、議員有志18人が国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）に義援金18万円を送付しております。</p> <p>議員が独自に賛同者を募っており、議会事務局としては、新聞記事（令和4年3月24日付 夕刊三重 7面）で18人の議員が賛同したという情報は得ていますが、それがどの議員なのかは把握しておりません。</p> <p>なお、各議員の個人的な行動に関わることで、議会事務局がそれを調査することはいたしません。</p> <p>（2） 市役所職員の取り組みについて 特にありません。</p> <p>（3） 地域福祉課あつかいの取り組みについて 令和4年5月16日より、日本赤十字社の「ウクライナ人道危機救援金」の募金箱を地域福祉課窓口、各地域振興局地域住民課窓口、市役所本庁舎1階案内カウンターに設置しております。</p> <p>6月15日時点では、145,008円の救援金が集まっており、その後集まった救援金と併せて、6月28日に日本赤十字社へ159,191円を送金いたしました。</p> <p>（4） 本庁はじめ地域振興局の受付等でなされた取り組みについて 特にありません。</p>	<p>議会事務局 電話：53-4433</p> <p>地域福祉課 電話：53-4089</p>

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
17	過疎債と中山間地域対策？	<p>標記の件ですが平成時代から出されており昨年政府も発行する報道がありました。</p> <p>そこで2015年以後の過疎債にもとづき地域活性化対策がとられたと思います。</p> <p>1. 過疎債とは何か 全額国負担なのか 中央官庁はその手続きは市が利用する場合住民の声は 林業 etc. 第1次産業 観光情報を中心とし第3次産業化又、以外と第2次産業従事者が多いがその他(景観防災文化)</p> <p>できれば年度別にして事業名 規模 成功例 失敗例（住民満足度が低かったもの）を教えてください</p>	<p>過疎対策事業債（以下「過疎債」という）は、「過疎法※1」により過疎地域とされた市町村が、「過疎計画※2」に基づいて行う事業の財源として発行が認められる地方債です。松阪市におきましては、前法である「過疎地域自立促進特別措置法」に引き続き、飯南管内・飯高管内が過疎地域として指定を受けております。</p> <p>過疎債の発行には、一般的に都道府県知事の同意が必要となります。松阪市においても三重県と協議を行い知事の同意を得た事業費について、過疎債を発行しています。また、過疎債は、対象となる事業費から国や県の補助金等を控除した事業費の全額に対して借入することができ、その元利償還金の70%が国の財政支援の対象となります。このことから、全額が国負担ではなく、一部の地方負担が発生します。</p> <p>2015年度以降の過疎債の年度別借入額と主な事業内容につきましては、別紙の表に取りまとめましたので、ご確認いただければと思います。</p> <p>引き続き国の財政支援を有効に活用しつつ、過疎計画に基づいて飯南管内・飯高管内の持続的発展に向けた取組を推進してまいります。</p> <p>2015年度 199,700千円 飯高西部課簡易水道施設更新、飯南眼科クリニック医療機器整備など 2016年度 76,700千円 飯高診療所医療機器整備、林内路網整備など 2017年度 335,700千円 粥見小学校校舎改築、林道・作業道舗装など 2018年度 112,600千円 飯高総合案内施設整備、飯南コミュニティバス車両購入など 2019年度 167,600千円 飯高保健センター及び森診療所改修、飯高駅駐車場舗装改良など 2020年度 265,000千円 飯南体育センター体育館改修、道路・橋りょう整備など</p>	<p>財務課 電話：53-4317</p>

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
18	松阪市民総合病院の経営について	<p>県下に多数ある公立病院の中で松阪市民総合病院は院長先生をはじめ医療事務スタッフのご努力により極めて、安定した黒字経営と聞いております。松阪市内には済生会病院 中央総合病院の400床程度の総合病院があり市の魅力のひとつであります。大変ご多忙の中2018、2019、2020、2021年度の経営状況についておしえてください。</p> <p>1. 各年度の決算状況 2. 20、21年度は国等からの補助金を除いた経営状況</p>	<p>1 各年度の決算状況 別冊の決算書をご確認をお願いします。なお、令和3年度（2021年度）につきましては、松阪市議会に提出時点で公開となりますので、現時点では公表を控えます（以下の回答も同様に回答を控えます。）。</p> <p>2 20、21年度の国等からの補助金を除いた経営状況 「国等からの補助金」（一般会計からの繰入金を含む。）に該当するものは、医業収益の他会計負担金9,093,000円及び 医業外収益の国県補助金2,069,529,721円 です。これらの収益を単純に損益計算書の科目から除くと、経常損益及び純損益とも赤字となります。 しかし、医業収益の他会計負担金は、本来、一般会計が負担すべき経費や公共的必要性から一般会計から繰り入れるのが適当な経費に対する補填であることから、公営企業の経営と不可分なものと考えられています。 また、医業外収益の国県補助金について、令和2年度（2020年度）の主なもの新型コロナウイルス感染症に関する補助金であり、コロナ禍での臨時的な収益です。この補助金の内容は、感染患者が入院できるようベッドを空けておくことに対する空床補償のものや医療従事者への慰労金に対する補助金です。上記の例に挙げた補助金は、同額又は同程度の額の収益の減少又は費用の増加に直接つながっています。さらに、それぞれの個別のつながりを再度説明しますと、空床補償の補助金を受けることはベッドを空けておくことですので診療収益の減少を伴い、慰労金の補助金は医療従事者に支給した慰労金の額が補助されるもので費用の増が伴います。 以上のことから、一般会計からの繰入金と国県からの補助金を控除した収支金額は、経営状況を表すには偏った金額になってしまうことに注意する必要があります。</p>	<p>市民病院 経営管理課 電話：23-1515</p>

令和4年6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先																
18	松阪市民総合病院の経営について	<p>3. 両年度における補助金額を外来、入院患者、何人かおしえて下さい</p> <p>4. 尚、一般的に企業会計におきましては剰余金がありますと基金にされますが2021年度段階の数値をおしえて下さい</p>	<p>3 外来及び入院患者数 次の表のとおりです。（単位 人）</p> <table border="1" data-bbox="1144 284 1917 416"> <thead> <tr> <th></th> <th>入院</th> <th>外来</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元(2019)年度</td> <td>106,303</td> <td>139,035</td> <td>245,338</td> </tr> <tr> <td>令和2(2020)年度</td> <td>93,719</td> <td>124,508</td> <td>218,227</td> </tr> <tr> <td>比較</td> <td>-12,584</td> <td>-14,527</td> <td>-27,111</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 基金残高（松阪市民病院建設基金の予算値） 松阪市民病院建設基金は、例示された剰余金を積み立てたものではありませんが、同基金の令和3年度（2021年度）末時点の令和4年3月補正予算における残高は605,020,396円です。</p> <p>令和2年度は、コロナ禍の特殊事情があり、経営分析の難しい財務諸表の数字になっていますが、今後とも、安定した利益を上げ、その利潤を投資に回し、質の高い医療の提供につなげていくため、社会情勢に適応した補助金等を有効に活用するなどし、的確な経営判断に努めていきます。</p>		入院	外来	合計	令和元(2019)年度	106,303	139,035	245,338	令和2(2020)年度	93,719	124,508	218,227	比較	-12,584	-14,527	-27,111	<p>市民病院 経営管理課 電話：23-1515</p>
	入院	外来	合計																	
令和元(2019)年度	106,303	139,035	245,338																	
令和2(2020)年度	93,719	124,508	218,227																	
比較	-12,584	-14,527	-27,111																	